

サイバーセキュリティ協議会について

概要

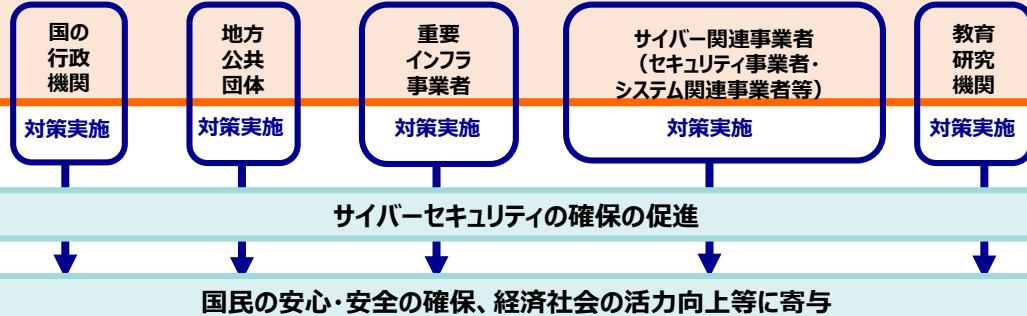
- ・サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律に基づき、平成31年4月にサイバーセキュリティ協議会が組織され、同年5月下旬から情報共有活動が開始されている。
- ・本協議会は、国の行政機関、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等、官民の多様な主体が相互に連携し、より早期の段階で、サイバーセキュリティの確保に資する情報を迅速に共有することにより、サイバー攻撃による被害を予防し、また、被害の拡大を防ぐことなどを目的としている。

サイバーセキュリティ協議会

事務局（NISC・政令指定法人JPCERT/CC）

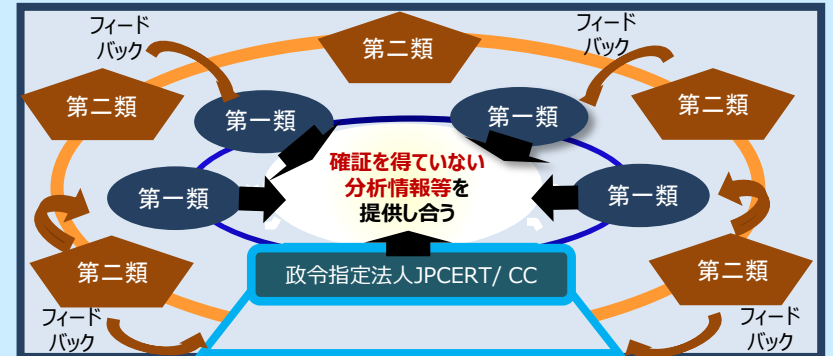
✓積極的な情報提供に能力と意欲を有する者を**タスクフォース**としてグループ化

タスクフォースにおいて作出された対策情報等を迅速に共有



タスクフォース（第一類構成員・第二類構成員）

- ✓未確定の情報を相互にフィードバックを行い、速やかに対策情報等を作成
- ✓活動の中核となる第一類構成員は、主に専門機関・セキュリティベンダ等から構成
- ✓第二類構成員は第一類構成員に対して主にフィードバックを積極的に行う



協議会の取組状況

- 平成31年
4月1日：サイバーセキュリティ協議会を組織（平成30年12月改正サイバーセキュリティ基本法施行）
- 令和元年
5月17日：第一期の構成員を決定（全91者）
5月下旬：協議会における情報共有活動を開始
10月24日：第二期の構成員を決定→第一期構成員を含め全155者
- 令和2年
6月5日：第三期の構成員を決定→第一期及び第二期構成員を含め全225者
- 令和3年
3月26日：第四期の構成員を決定→第一期～第三期構成員を含め全266者
- 令和4年
4月1日：第五期の構成員を決定→第一期～第四期構成員を含め**全303者**
4月20日：運営委員会において、サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス検討会の開催を決定